

令和3年度新見産木材製品開発業務 公募型プロポーザル実施説明書

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和3年度新見産木材製品開発業務

(2) 業務目的

本業務は、新見産木材を使用して新しい特産品となりうる木材製品（木のおもちゃ）を開発し、新見産木材の需要拡大と木工分野の活性化を図る。

(3) 業務内容

別紙「令和3年度新見産木材製品開発業務委託仕様書」のとおり

ただし、本業務受託者は3年間（単年ごとに契約）で、次のとおりの業務をする。

①新見産木材を使用した木のおもちゃの開発

②木のおもちゃの開発に伴う、販路等の確保に関する業務

③木のおもちゃの開発に伴う、イベント・講習会等の開催について企画立案

④広報PRツールのデザインの作成、印刷に関する業務

⑤木のおもちゃのPRに関する業務

⑥その他、木のおもちゃ開発に関する業務

(4) 委託契約期間

契約締結日の翌日～令和4年3月31日（木）

(5) 予算規模

500千円（消費税額及び地方消費税を含む）

2 応募の要件

- (1) 新見市内の民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であり、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 応募受付日から契約締結の日まで、新見市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 新見市内に本社あるいは支社、営業所その他事業所を有し、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (6) 本事業を円滑に遂行するために必要な知識を有し、かつ資金について十分な管理能力を有していること。

(7) 国税、岡山県税、新見市税に滞納がないこと。

なお、共同企業体を構成して応募する場合、全ての構成員が(1)～(7)に該当していること。

3 公募型プロポーザル実施スケジュール

事 項	期 間
募集周知及び プロポーザル実施説明書の交付	令和3年5月31日(月)から 令和3年6月16日(水)まで
参加表明書の提出期限	令和3年6月16日(水) 17時
質問受付期限	令和3年6月16日(水) 17時
質問回答	令和3年6月18日(金) 17時
企画提案書の提出期限	令和3年6月23日(水) 17時
プレゼンテーション	令和3年6月25日(金)
選定結果の通知・公表	令和3年6月28日(月)
契約の手続	令和3年7月 2日(金)

4 応募手続等

(1) 公募型プロポーザル実施説明書・仕様書等の交付

①交付期間

令和3年5月31日(月)から令和3年6月16日(水)まで

※直接交付の場合は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。

②交付方法

新見市ホームページからのダウンロード又は新見市農林課で交付する。

(2) 参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を表明する者は、次の内容に従い、期限までに「令和3年度新見産木材製品開発業務公募型プロポーザル参加表明書」に必要書類を添付して提出すること。

①提出期限

令和3年6月16日(水) 17時

②提出場所

新見市農林課(新見市役所本庁舎2階)

③提出方法

持参、郵送による。(FAX、電子メールでの提出は不可。期日必着)

受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。

④提出部数 1部

⑤その他

当社が支店・営業所へ参加表明書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、

必ず委任状を添付すること。

(3) 企画提案書作成等に関する質問の受付

①提出期限

令和3年6月16日(水) 17時

②提出場所

新見市農林課(新見市役所本庁舎2階)

③提出方法

別紙「質問・回答書」により直接持参・郵送・FAX・電子メールで提出すること(期日必着)。受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。

FAXまたは電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、着信したことを確認すること。

④質問回答

令和3年6月18日(金) 17時までにFAXもしくは電子メールにて回答。なお、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

(4) 企画提案書の提出

別紙「企画提案書の提出について」に「提案書」を添え、次の内容に従い、事業費積算見積書(代表者印を押印の上、「新見市長」あてとしたもの)を添付して提出すること。提出様式は問わないが、「令和3年度新見産木材製品開発業務企画提案書」に記載した内容を最低限の内容として含めること。また、文書の補完のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

①提出期限

令和3年6月23日(水) 17時

②提出場所

新見市農林課(新見市役所本庁舎2階)

③提出方法

持参による。(郵送、FAX、電子メールでの提出は不可)

受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。

④提出部数

- ・企画提案書の提出について 1部(正)
- ・企画提案書 7部(正1部・副6部)
- ・事業費積算見積書 7部(正1部・副6部)
- ・会社及び団体概要 7部

※「正」とは押印のあるもの、「副」とは押印のあるものを複写したもの。

⑤書類選考

提案者の数が3を超える場合には、書類選考を行い、プレゼンテーションの対象を概ね3以内の提案に限定する場合がある。

⑥その他

- ・提出する提案は、1提案者につき1案とする。また、一つの団体等が複数の共同企業体

に加わることもできない。

- ・企画提案書提出後の追加及び変更は認めない。

(5) 企画提案書プレゼンテーション

提案内容のプレゼンテーションを実施し、審査会の選考委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。

①実施予定日

令和3年6月25日（金）

②場所

参加表明者に対し改めて通知する。

③所要時間

1提案者につき30分以内（説明20分、質疑10分）とする。

④プレゼンテーション順

企画提案書受理の先着順とする。（時間は、後日通知する。）

⑤その他

- ・プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用すること。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ・出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。
- ・説明に使用する備品（パソコン等）は提案者で準備すること。ただし、プロジェクタースクリーンは農林課で準備する。（農林課で準備するプロジェクターは、接続端子がVGA端子であるため、非対応の場合は、プロジェクター及びケーブルも提案者で準備すること。）

(6) 受託候補者の選定・公表

①審査方法

- ・複数の選考委員で構成する審査会において、プレゼンテーションを実施の上、別に定める審査基準により、提案書等の内容を審査し、受託候補者を選定する。
- ・提案者の企画提案書及び事業費積算見積書とプレゼンテーション内容を総合的に評価し選定する。なお、審査内容、審査経緯については公表しない。

②審査結果の通知方法

令和3年6月28日（月）17時までに、選定された提案者及び選定されなかった提案者に対し、参加表明書へ記入されたFAX番号もしくはメールアドレス宛に通知を行う。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

(7) 委託契約等について

- ①（6）において選定されたものと交渉を行い、内容について合意の上、別途関係法令等により契約手続を行う。
- ②契約に当たっては、契約書を交わすこととする。
- ③契約保証金は、新見市契約規則（平成17年3月31日規則第51号）第32条第4号の規定により免除する。
- ④当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定

されることなく、選定された提案者と協議して変更することができるものとする。

- ⑤委託費の支払いについては、契約期間終了後、事業完了報告書の提出を受け、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、必要に応じて前払いすることができる。

(8) その他

- ①提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- ②企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション等に関して必要となる経費については、提案者の負担とする。
- ③参加表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「令和3年度新見産木材製品開発業務公募型プロポーザル参加辞退表明書」により市へ報告すること。
- ④参加表明書及び企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。
- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書および企画提案書
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ・ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ・ 関係者に関する工作等不正な活動を行ったと認められる場合
 - ・ その他、不適切と判断された場合
- ⑤審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
- ⑥見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不相当と認められる場合には、当該提案者から説明を求める場合がある。
- ⑦共同企業体を構成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。また、新見市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- ⑧本企画提案に係る提出物は、本事業の審査以外では一切使用しない。ただし、採用提案は除く。また、第三者等に開示することは出来ないこととする。
- ⑨本業務の委託先については、審査会において選定された提案者を対象として市の内部手続きを経た上で決定するもので、審査会の審査結果をもって決定するものではない。
- ⑩予算措置の関係上、本業務を急遽、中止する可能性もある。

○問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

新見市産業部農林課林業振興係（担当：石原）

〒718-8501 新見市新見310-3（新見市役所本庁舎2階）

TEL：0867-72-6134

FAX：0867-72-6181

E-mail：yuuya-ishihara@city.niimi.okayama.jp